

【台湾】スタートアップ企業向け積極型特許審査パイロット・プログラム

台湾知的財産局（TIPO）は 2021 年から「スタートアップ企業向け積極型特許審査パイロット・プログラム」を開始し、2022 年には適用対象を、設立 8 年未満の企業にまで拡大しました。

詳細につきましては弊所知財トピックス 2024 年 2 月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14694/>

今般、TIPO は、2024 年 12 月 31 日に満了となった試行期間を 1 年間延長するとともに、プログラム申請対象となる企業に以下の 2 と 3 を追加しました。

申請対象企業

1. 台湾公司法又は外国の法律に基づき登記等された設立 8 年未満の企業
外国企業である場合、設立日を証明する書類とその中国語翻訳文を提出する必要があります。
2. 2 年以内に、国家レベルの賞を受賞したイノベーション研究開発力を有する企業
対象となる賞には、台湾で授与される、NEXT BIG 賞、ビジネス・スタートアップ賞、国家産業イノベーション賞、国家発明創作賞の 4 つが含まれます。
3. TIPO が政府技術開発計画に基づき委託した機関から指導を受けた企業

尚、本プログラムを利用することにより、申請から平均 4 ヶ月で審査結果を受領することが可能です。